

三島市告示第360号

三島市屋外広告物条例による区域等の指定の告示

三島市屋外広告物条例（平成23年三島市条例第17号。以下「条例」という。）第3条第4号及び第5号、第6条第1項第4号並びに三島市屋外広告物条例施行規則（平成23年三島市規則第32号。以下「規則」という。）第3条第3項、別表第2第2項第1号の規定により区域等を次のとおり指定する。

平成23年12月2日

三島市長 豊岡 武士

1 条例第3条第4号及び第5号に規定する区域等

(1) 道路

	路線	指定する区間	指定する区域
1	一般国道1号	(1) 神奈川県境から三島市塚原新田の市道三ツ谷新田21号線との交点までの区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域のうち、三島市内の地域
		(2) 三島市塚原新田の市道三ツ谷新田21号線との交点から三島市谷田の県道三島富士線との交点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域
2	一般国道136号バイパス	一般国道136号との交点から日守大橋までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域のうち、三島市内の地域
3	一般自動車道 芦ノ湖スカイライン	三島市内の全区間	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域
4	都市計画道路東駿河湾環状線	裾野市との境界から函南塚本インターチェンジまでの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域のうち、三島市内の地域

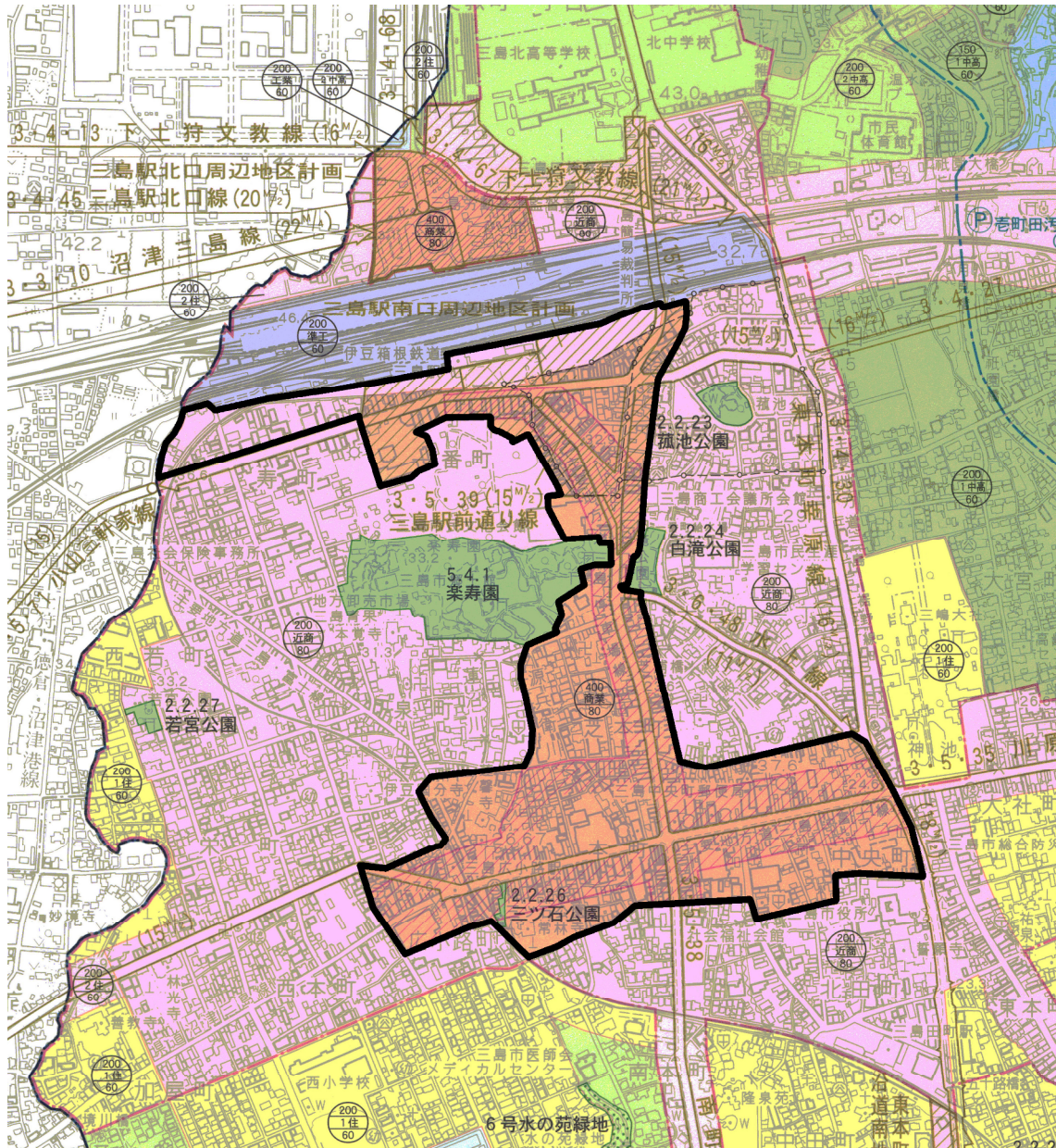
(2) 鉄道

	路線	指定する区間	指定する区域
1	東海道新幹線	三島市内及び函南町内の全区間	左記に指定する区間のうちトンネルの区間を除く区間の鉄道から500メートル（北側にあつては、1,000メートル）の等距離線の範囲内の地域のうち、三島市内の地域。ただし、別に図示する市街地域を除く。

	路線	指定する区間	指定する区域
2	東海道本線	三島市内の全区間	左記に指定する区間のうちトンネルの区間を除く区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の地域。ただし、別に図示する市街地域を除く。
3	伊豆箱根鉄道駿豆線	一般国道1号の南側100メートルの等距離線との交点から函南町との境界までの区間	左記に指定する区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の地域。ただし、近隣商業地域を除く。

2 条例第3条第5号の規定する地域のうち特別規制地域から除く三島市の市街地域

特別規制地域から除く三島市の市街地域



3 条例第6条第1項第4号に規定する物件

信号機、照明塔、防犯灯、遊戯施設、ベンチ、道路反射鏡、公衆用ごみ容器、公衆用す
いがら容器及びフラワーポット

4 規則第3条第3項に規定する区域

建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第1項第2号の規定に基づき定められた建
築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が10分の30以上の地域

5 規則別表第2第2項第1号に規定する道路及び鉄道の区間

- (1) 一般国道1号の三島市内の区間（特別規制地域に指定されている区間及び区域を
除く。）
- (2) 一般国道136号の三島市内の区間（特別規制地域に指定されている区域を除く。）
- (3) 県道三島静浦港線の三島市内の区間（特別規制地域に指定されている区域を除
く。）
- (4) 伊豆箱根鉄道駿豆線の伊豆箱根鉄道三島駅から一般国道1号の南側100メートル
の等距離線との交点までの区間（特別規制地域及び第2種普通規制地域に指定さ
れている区域を除く。）

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年2月19日から施行する。